

総 税 市 第 123 号
令和 7 年 9 月 26 日

各都道府県ふるさと納税担当部長
各都道府県ふるさと納税市区町村担当部長

総務省自治税務局市町村税課長
(公 印 省 略)

ふるさと納税制度における各指定基準の遵守の徹底について

今般、下記のとおり地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第6項及び第314条の7第6項の規定に基づき、地方団体の指定が取消しとなる事案が4件発生しました。本年6月にも2団体の指定取消しが発生しており、ふるさと納税制度に対する信頼を損ないかねない事態となっています。

ふるさと納税指定制度下において、地方団体は、申出時点のみならず、指定を受けている期間を通じて、常に地方税法第37条の2第2項各号及び第314条の7第2項各号に掲げる基準（以下「各指定基準」という。）に適合する必要があります。また、各指定基準の遵守は地方団体の責務であり、寄附の募集に係る事務の一部又は全部を外部事業者へ委託している場合において、当該外部事業者の事務等により地方団体が各指定基準に適合しなくなったと認められる場合であっても、当該地方団体は指定取消しの対象となり得るものです。総務省としては、引き続き、各指定基準に適合しない事案に対しては、指定の取消しを含め、厳正に対処してまいります。

各地方団体においては、下記の1及び2について、改めて留意していただくようお願いいたします。特に、今回の指定取消し事案の発生を踏まえ、担当職員のみならず、都道府県知事・市区町村長を含む高いレベルでの認識を共有するとともに、各指定基準の遵守の徹底をお願いいたします。また、委託事業者に対しても各指定基準の正しい理解を求めるとともに、委託事業者における事務が指定基準に適合性しているかを各地方団体において随時確認・調査し、必要に応じて是正を求める等の取組を行っていただくようお願いいたします。

仮に、自団体における各指定基準への適合性に疑義が生じた場合には、速やかに当該返礼品等の取扱いを停止する等の措置を講じた上で、「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」（令和7年6月24日付け総税市第74号）及び「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aについて」（令和7年6月24日付け総税市第73号）の確認や総務省への照会を行う等、適切な対応をお願いいたします。

貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知するとともに、適切な助言・支援をお願いいたします。

なお、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1. 募集費用総額 5 割以下基準（平成31年総務省告示第179号第 2 条第 2 号。以下同じ。）について

第 1 号寄附金（地方税法第37条の 2 第 1 項第 1 号及び第314条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金をいう。以下同じ。）の募集に要した費用の額の合計額（以下「募集費用」という。）が受領した第 1 号寄附金の額の合計額（以下「寄附金受領額」という。）の 5 割を超えた場合、以下の要因などは「ふるさと納税に係る指定制度の運用についての Q & A について（通知）」（令和 7 年 6 月 24 日付け総税市第73号）問32に記載する「特段の事情」には該当せず、指定の取消しの事由となること。

- ・ 前の指定対象期間に受領した寄附金に係る返礼品等の発送が指定対象期間を跨がって行われたこと。
- ・ 返礼割合や送料等が高い返礼品等に対して寄附が集中したこと。
- ・ 手数料率の高いポータルサイトに寄附が集中したこと。
- ・ 返礼品提供事業者との調整が終わらず、必要寄附金額の見直しが出来なかったこと又は遅れたこと。
- ・ 単に寄附金受領額が見込みを下回ったこと。

これらを踏まえ、各地方団体においては、事業者管理を一任することなく、指定対象期間を通じ、定期的に募集費用の執行状況や寄附金の受入状況を確認するなど、募集費用の適切な管理を徹底すること。特に、委託事業者を支払う手数料等が適切な水準となっているかどうかも含め確認することが重要と考えられること。

2. 返礼割合 3 割以下基準（地方税法第37条の 2 第 2 項第 2 号及び第314条の 7 第 2 項第 2 号。以下同じ。）について

支出の名目にかかわらず、当該地方団体が支出した額が当該返礼品等の数量又は内容に影響するものである場合には、返礼品等の調達に要する費用に該当し、返礼割合の算定に反映されるものであること。また、返礼品等を提供する地方団体は、その理由如何にかかわらず当該基準を満たすことが必要であり、物価上昇に伴う調達費用の変動が理由であってもこの例外とはならず、指定の取消しの事由となること。

（参考）指定取消し事案の概要

【事案 1】

取消対象団体は、令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までの指定対象期間において、募集費用が、寄附金受領額の 100 分の 50 に相当する金額を超えていた。当該団体においては、相当程度高率の手数料を外部事業者を支払うこととなっており、当初より費用が寄附受領額の 5 割を超えることが予見し得た、又は、送料を含め募集費用の増嵩が見込まれる返礼品等を提供していた等にもかかわらず、寄附金額や経費の見直し等を行うことなく寄附の募集を継続し、又は、委託事業者によるその管理を一任し、指定対象期間中における募集費用の適切な管理がなされていなかった。

また、令和6年7月に総務省に提出された資料において、募集費用や寄附金受領額の見込額が適切に計上されておらず、実績調査の段階において大幅に5割を超過していたことが判明した。＜募集費用総額5割以下基準違反＞

【事案2】

取消対象団体は、当該団体が返礼品等として提供する米（以下「返礼米」という。）を公社から購入単価契約を締結した上で調達していたが、公社において調達する令和6年産米の価格が当該購入単価を大きく上回り、公社に多大な赤字が発生することが見込まれたことから、公社に対し補助金を交付しており、当該補助金は、調達費不足の補填に充当されたものと認められる。

当該補助金は返礼品等の調達に要する費用に当たり、当該補助金と返礼米の買取り費用との合算額は、寄附金の額の3割を超過していた。＜返礼割合3割以下基準違反＞

参照条文等

○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）

（寄附金税額控除）

第三十七条の二 略

2 前項の特例控除対象寄附金とは、同項第一号に掲げる寄附金（以下この条において「第一号寄附金」という。）であつて、第一号、第四号及び第五号に掲げる基準（都道府県等が返礼品等（都道府県等が第一号寄附金の受領に伴い当該第一号寄附金を支出した者に対して提供する物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるものをいう。以下この項において同じ。）を提供する場合には、次に掲げる基準）に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものをいう。

一 都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準に適合するものであること。

二 都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領する当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。

三～五 略

3～14 略

○ 平成三十一年総務省告示第百七十九号（抄）

（募集の適正な実施に係る基準）

第二条 略

一 略

二 指定対象期間（地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第一条の十六第二項に規定する指定対象期間（同条第三項又は第四項の規定により法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する申出書及び書類を提出した地方団体にあっては、同令第一条の十六第五項に規定する指定対象期間）をいう。以下同じ。）において第一号寄附金の募集に要する費用（法附則第七条第二項に規定する申告特例の求めに関する事務、第一号寄附金の受領を証する書類に関する事務など、当該募集に付随して生ずる事務に要する費用を含む。）の額の合計額が、当該指定対象期間において受領する第一号寄附金の額の合計額の百分の五十に相当する金額以下であること。

三 略

（返礼品等の調達に要する費用の額の算定の方法）

第四条 法第三十七条の二第二項第二号及び第三百十四条の七第二項第二号の規定により総務大臣が定める返礼品等の調達に要する費用の額の算定は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 返礼品等の調達に要する費用の額とは、個別の返礼品等の調達のために、地方団体が現に支出した額とし、支出の名目にかかわらず、当該地方団体が支出した額が当該返礼品等の数量又は内容に影響するものである場合には、当該支出した額を含むものとする。

二 略

- ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ & Aについて（令和6年7月16日付け総税市第71号）（抄）

問15 「支出の名目にかかわらず、当該地方団体が支出した額が当該返礼品等の数量又は内容に影響するものである場合」（告示第4条第1号）に該当するような具体例はどのようなものか。

- 例えば、調達費用とは別に「送料」（実費として支払われた分を除く。）や「サービス向上費」等の名目で、返礼品取扱事業者に対して支払いが行われ、当該経費が実質的に返礼品等を調達するための費用に充当されることによって、調達費用の名目で支払われた額のみによって調達する場合よりも多くの数量の返礼品等の調達が行われる場合等が該当する。
- ふるさと納税制度の適正な運用について（令和5年9月28日付け総税市第100号）（抄）

3. 募集費用総額5割以下基準について
（略）

したがって、令和5年10月1日から開始する指定対象期間において、募集費用の合計額が寄附金受領額の合計額の5割を超過した地方団体については、令和6年10月1日から開始する指定対象期間において、指定取消しの対象となり得ることとなりますので、各地方団体におかれては、改めて当該基準を遵守するようお願いいたします。

その際、前の指定対象期間に受領した寄附金に係る返礼品等の発送が指定対象期間をまたがって行われたことや、当初の想定よりも送料が高い返礼品等に対して寄附が集中したことなどは、Q & A問32の「特段の事情」には該当しないため、指定対象期間中に、提供する返礼品等の見直しを行うなど適切な対応をお願いいたします。

- ふるさと納税制度の適正な運用について（令和6年9月26日付け総税市第95号）（抄）

3. 返礼割合3割以下基準について

返礼品等の調達に要する費用については、法第37条の2第2項第2号及び第314条の7第2項第2号において、「都道府県等が個別の…返礼品等の調達に要する費用の額…が、いずれも当該都道府県等が受領する当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること」と規定されており、個別の返礼品等ごとにこれを満たす必要があります。

返礼品等を提供する地方団体は、その理由如何にかかわらず当該基準を満たすことが必要であり、物価上昇に伴う調達費用の変動が理由であってもこの例外とはならず、指定の取消し事由となります。

このため、各地方団体におかれては、返礼品等の調達費用の変動に応じて、返礼品等の数量の調整や必要寄附金額の変更等の措置を講ずる必要があることから、次期指定対象期間において、適正な管理を徹底いただくようお願いいたします。